

令和4年度 中小事業者 LED 照明導入促進補助金 公募要領

★本公募は「令和4年9月定例府議会大阪府一般会計予算」が可決され、本事業に係る予算が成立した場合にのみ事業化される停止条件付きの公募です。本事業に係る予算が成立しない場合は、申請を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 補助事業の目的

中小事業者 LED 照明導入促進補助金（以下「本補助金」という。）は、大企業を中心としたサプライチェーン全体での脱炭素化が進む中、一層のCO2削減の取組みが求められている中小事業者を対象として、脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を図ることを目的として、LED照明の導入に必要な経費の一部に対して、補助を行うものです。

2 対象事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中小事業者が大阪府内で運営する工場・事業場において、既設の照明設備をLED照明へ更新する取組みです。

ただし、以下のものは対象外となります。

- (1)工事を伴わない事業で、管球（ランプ）の交換のみの場合
- (2)既設のLED照明からの更新
- (3)非常灯（通常用との兼用タイプを除く）
- (4)誘導灯
- (5)スイッチ

3 対象要件（申請できる方）

本補助金に申請することができる事業者は、大阪府内で運営している工場・事業場において、照明設備をLED照明へ更新する**中小事業者**（※1参照）です。LED照明をリースで取得する場合は、リース事業者を代表申請者、当該中小事業者を共同申請者とします（※2参照）。また、2者以上の事業者が共同で行う場合、代表者を代表申請者、それ以外を共同申請者とします。

但し、以下のいずれかに該当する方は応募できません。

共同申請の構成員のうち一部の者が以下のいずれかに該当する場合も、応募することができません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する**暴力団**、又は同条第6号に規定する**暴力団員**、もしくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する**暴力団密接関係者**
- ・法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ・公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
- ・その他従業員に暴力団又は暴力団密接関係者がある者
- ・直近事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ・地方税及びその付帯徴収金を完納していない者

【留意点】

- ※1 中小事業者とは、次のいずれかに該当する方とします。
- ・ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（「みなし大企業」は除く。）
 - ・ 医療法人、社会福祉法人、学校法人で、常時使用する従業員の数が300人以下の方
 - ・ 財団・社団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する業種に記載の従業員規模の方
 - ・ 特別の法律に規定する組合及び連合会であって、中小企業基本法第2条に規定する業種に記載の従業員規模以下の方
 - ・ 個人事業主
- ※2 リースを利用する場合
- ・ リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等は共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とする。
 - ・ リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示する書類）を提示すること。
 - ・ 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
 - ・ リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
 - ・ 補助対象設備を法定耐用年数以上の期間で使用することを前提とした契約であること。
なお、法定耐用年数を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要なかつ適当と認める経費として明確に区分できるもので、本補助金の交付決定後に発注を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額などが確認できる経費で、次表に掲げるものが対象となります。

補助対象経費の区分	内容
設備費	LED照明(電源ユニット、ソケット、落下防止部品などの付帯設備を含む)の購入に要する費用（※3参照）
工事関連費	補助事業の実施に不可欠な設計、工事、既存の照明設備の撤去・処分に要する費用

【補助対象外経費等】

次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- (1) 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (2) 振込手数料や汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入等に係る経費
- (3) 直接人件費に相当する経費
- (4) 建物の補修工事に係る経費
- (5) 保険料
- (6) 維持管理費、機器等の保守維持管理費
- (7) 運営、業務等委託費
- (8) 契約にかかる保証金
- (9) 共通仮設費、一般管理費、諸経費、通信費、光熱水費、旅費・交通費、消防等官公庁・電力会社への申請費、道路占有許可申請費、安全対策費、清掃費、収入印紙代
- (10) 消耗品、汎用性の高い備品、機器に係る経費
- (11) 借入金などの支払利息及び遅延損害金

- (12)過剰とみなされる設備を設置する経費
- (13)中古品の購入に係る経費
- (14)親会社、子会社、グループ企業等関連（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引により発生する経費
- (15)自社製品又は自社で取り扱う製品若しくは付帯設備単体のみの購入に係る経費
- (16)補助金の交付決定日より前に契約・導入された設備費・工事関連費に係る経費
- (17)補助事業実績報告書提出期限までに支払が完了していない経費
- (18)普通預金・当座預金からの振込以外の方法（手形・小切手・為替・現金・電子マネー等）で支払った経費
- (19)その他、大阪府が適切ではないと判断する経費

【留意点】

※3 大阪府グリーン調達方針に適合するものとします。

URL https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1144/00023450/R04_buppin3_09.pdf

上記URL内、p.29を参照してください。

5 補助金額・補助事業実施期間

本補助金の補助金額及び補助事業実施期間は次のとおりとします。

(1) 補助金額（※4 参照）

- ・補助対象経費の2分の1に相当する額以内
- ・上限額 1,500万円、下限額 20万円

(2) 補助事業実施期間

- ・発注・契約・工事着手 交付決定日以降
- ・工事費用の支払い 補助事業実績報告書の提出期限までに完了
- ・補助事業実績報告書提出期限
補助事業が完了した翌日から30日以内又は令和5年3月10日（金）のいずれか早い日

【留意点】

※4 補助金額は、補助対象経費の総額に補助率を乗じて算定します。補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

6 応募方法

次の応募書類を

令和4年10月5日（水曜日）から令和4年12月28日（水曜日）

（当日消印有効）までに追跡が可能な方法（特定記録郵便、簡易書留又はレターパックライト等）

で、次の提出先まで郵送してください。

〔応募書類（※5 参照）〕（各一部）

- ア 補助金交付申請書（応募様式第1号）
- イ 事業計画書（応募様式第1号別紙）
- ウ 要件確認申立書（応募様式第1-2号）
- エ 暴力団等審査情報（応募様式第1-3号）
- オ 会社案内情報（法人事業概況説明書等の写し）（※6 参照）
- カ 更新前の照明設備及び更新後の対象LED照明設備の仕様を確認できる資料（仕様書、カタログ、商品案内等）（※7 参照）
- キ 補助対象設備の設置場所を確認できる資料（※8 参照）
- ク 積算根拠書類（見積書の写し）（※9 参照）

- ケ CO2排出削減量等計算シート（別紙1）
- コ 賃貸借契約書の写し及び建物所有者の承諾書（自社所有でない建物（賃借契約）で工事を行う場合）（※10参照）
- サ 直近の決算報告書
- シ 納税証明書（未納がないことの証明：発行から3か月以内のもの）
 - ・大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・税務署が発行する法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書
- ス 営業に必要な許認可証（個人事業主の場合）
- セ 本人確認の写し（運転免許証等）

〔提出先〕

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課
「中小事業者LED照明導入促進補助金」申請事務局宛て
〒559-8555
大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

〔問合せ先〕

おおさかスマートエネルギーセンター（脱炭素・エネルギー政策課内）
TEL 06-6210-9254 FAX 06-6210-9259
E-mail : eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp
（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後6時まで）

【留意点】

- ※5 公募要領及び応募書類等の様式については、下記のホームページからダウンロードしてください。URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/r04hojokin-led.html>
- ※6 個人事業主を除く中小事業者は、法人事業概況説明書の写し・ホームページのコピー・パンフレット等に業種、代表者氏名、本社・本部等所在地、資本金、従業員数、出資関係を確認できる箇所に付箋を貼り付けて提出してください。なお、中小企業団体等は、許可証の写しも提出してください。
個人事業主は、法人事業概況説明書の写しの代わりに、開業届の写しを提出してください。
- ※7 CO2排出量を算定する根拠となる既存の照明設備及び導入予定のLED照明の能力や規格を確認できる資料を提出してください。既存の照明設備の能力や規格が分からない場合はご相談ください。
- ※8 更新前の照明設備の配置状況及び更新後のLED照明の配置状況を示す図面の提出が必要です。図面には、照明設備の位置や型番を明記してください。
- ※9 同じ仕様（同一製品）による2社以上からの見積書（相見積）を提出してください。なお、見積書は申請日時点で有効なものを提出してください。
一般的な市場価格と乖離している場合は、補助対象外とする場合があります。
- ※10 貸主が当該建物内の照明設備をLED照明へ更新することについて承諾する旨が記載されている書類（様式任意）を提出してください。

7 選定方法

(1) 選定の考え方

補助要件を満たしたものについて、予算の範囲内で先着順とします。ただし、公募期間中に補助金交付申請額の総額が予算額に達した場合は、途中で公募受付を終了することがあります。

(2) 選定結果

選定結果については、書面にて郵送で通知します。個別の選定結果に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

8 その他注意事項等

- (1) 本補助金の交付決定者に関する情報のうち、**法人名（個人事業主は商号又は屋号）、施設の名称、所在地**を大阪府ホームページにて公表します。
- (2) 交付決定額については、**審査の結果、申請された補助金交付申請額を減額する場合があります。**
- (3) 個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報や機密情報が漏洩・滅失することのないよう適切に取り扱います。また収集した情報は、法律・条例の規定に基づき、利用目的の範囲内のみ利用し、目的外の利用をすることはありません。
- (4) 必要に応じて、追加で書類の提出を求めることがあります。

9 交付決定後の留意点

- (1) 補助金の支払いについて
本補助金の交付は、原則**補助事業完了後の精算払い**となります。補助事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。ただし府が必要と認める場合は概算払いによる交付を受けることができます。
- (2) 事業の変更・中止・廃止・取下げについて
ア 事業内容を変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除く。）しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。
イ 補助事業実施期間中における補助事業の中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
ウ 本補助金の申請の取下げは、原則、交付決定を受けた日から10日以内に交付申請取下承認申請書を提出することにより行うことができます。
- (3) 事業の確認について
補助事業の適正な執行状況を確認するため、補助事業者に対して報告を求めるほか、現地にて帳簿書類や補助事業の実施状況等を確認することがあります。
- (4) 実績報告書の提出について
補助事業実績報告書は、補助事業が完了した翌日から30日以内又は令和5年3月10日のいずれか早い日までにご提出ください。
- (5) 補助金額について
最終的に補助事業者へ支払われる本補助金の額は、補助事業実績報告書等の内容を検査した上で決定します。**検査の結果次第では、実際の交付額が交付決定額を下回ることがあります。**また、実際の交付額が交付決定額を上回ることはありません。
- (6) 書類の保管について
本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定める期間の15年間保管してください。

(7) 財産の管理及び処分の制限について

本補助金により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

(8) 交付決定について

交付決定後の手続きについては、交付決定者に対して別途メール等でお知らせします。

(9) 大阪府の取組みへの協力について

本補助事業の終了後、大阪府が開催するセミナー等、普及啓発の取組みへの協力のお願いをすることがあります。

(10) その他

本補助金は「チャレンジ応援資金（設備投資応援融資）－DX・カーボンニュートラル型－」の対象となります。この制度は、府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方を対象に、設備資金（設備に付随する運転資金を含みます。）を融資する制度です。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/246/00115458/20setsubi.pdf>

【変更履歴】

- ・令和4年10月7日 「6 応募方法」一部修正
- ・令和4年10月31日 「9 交付決定後の留意点」一部修正